

資料 1

印西市障害者プラン(障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画) 年表及び今後の計画策定予定

		H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8	9
国	障害者基本計画	第 2 次 (15年度～24年度、10か年)							第 3 次 (5か年)					第 4 次 (5か年)				第 5 次 (5か年)					
千葉県	障害者基本計画 障害福祉計画 (障害者計画)	第 3 次 (16年度～ 5か年)			第 4 次 (6か年)			改訂版			第 5 次 (3か年)			第 6 次 (3か年)		第 7 次 (3か年)			第 8 次予定 (3か年)				
印西市	障害者基本計画	第 2 次 (10か年)										改訂版			第 3 次 (3か年)		第 4 次 (3か年)		第 5 次予定 (3か年)				
	障害福祉計画	第 1 期 (3か年)			第 2 期 (3か年)			第 3 期 (3か年)			第 4 期 (3か年)			第 5 期 (3か年)		第 6 期 (3か年)		第 7 期予定 (3か年)					
	障害児福祉計画													第 1 期 (3か年)		第 2 期 (3か年)		第 3 期予定 (3か年)					

※障害者基本計画、障害者基本法第 11 条第 3 項、障害者のための施策に関する基本的な事項を定めるもの。

※障害福祉計画、障害者総合支援法第 88 条第 1 項、障害福祉サービス等の提供体制の確保（3 か年毎）に関するもの。

※障害児福祉計画、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関するもの。

※第 1 次印西市障害者基本計画は、平成 10 年度から平成 19 年度までの 10 か年計画としたが、平成 18 年 4 月から「障害者自立支援法」が新たに施行されたことにより、別途「障害福祉計画」（3 か年）を策定する必要が生じたため、第 2 次印西市障害者基本計画の期間を平成 18 年度からに改めている。また、平成 27 年度、当該計画の改訂版（平成 28 年度及び平成 29 年度を含む。）を策定。

※平成 30 年度から障害者基本計画及び障害福祉計画並びに障害児福祉計画を一体的に捉えた「印西市障がい者プラン」（3 か年）として策定している。